

○農林水産省告示第三十三号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第一項の規定に基づき、令和三年産の水稻及び陸稲に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和三年一月六日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 令和三年産の水稻に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として農業保険法施行規則（以下「規則」

という。）第九十一条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額

次の表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号） 第三百三十六条第	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲

一 項 の 規 定 に よ り 農 林 水 産 大 臣 が 定 め た 区 分	一 類、 四 類 及 び 七 類 （ 飼 料 用、 バ イ オ 燃 料 用 及 び 米 粉 用 以 外 の 用 途 で あ る 水 稻 に 限 る。 ）
	北 海 道 の 区 域 青 森 県 の 区 域 岩 手 県 の 区 域 宮 城 県 の 区 域 秋 田 県 の 区 域 山 形 県 の 区 域 福 島 県 の 区 域 茨 城 県 の 区 域 栃 木 県 の 区 域 群 馬 県 の 区 域
	二 一 〇 円 一 八 九 円 一 六 八 円 一 四 七 円 一 二 六 円 一 〇 五 円 一 八 八 円 一 六 九 円 一 五 〇 円 一 三 二 円 一 一 三 円 九 四 円 一 九 八 円 一 七 八 円 一 五 八 円 一 三 九 円 一 一 九 円 九 九 円 二 〇 二 円 一 八 二 円 一 六 二 円 一 四 一 円 一 二 一 円 一 〇 一 円 一 九 六 円 一 七 六 円 一 五 七 円 一 三 七 円 一 一 八 円 九 八 円 二 〇 五 円 一 八 五 円 一 六 四 円 一 四 四 円 一 二 三 円 一 〇 三 円 一 九 五 円 一 七 六 円 一 五 六 円 一 三 七 円 一 一 七 円 九 八 円 一 九 六 円 一 七 六 円 一 五 七 円 一 三 七 円 一 一 八 円 九 八 円 一 九 七 円 一 七 七 円 一 五 八 円 一 三 八 円 一 一 八 円 九 九 円 一 八 五 円 一 六 七 円 一 四 八 円 一 三 〇 円 一 一 一 円 九 三 円

埼玉県の区域	一九三円	一七四円	一五四円	一三五円	一一六円	九七円
千葉県の区域	一八九円	一七〇円	一五一円	一三二円	一一三円	九五円
東京都の区域	一七三円	一五六円	一三八円	一二一元	一〇四円	八七円
神奈川県 <small>の区域</small>	一七三円	一五六円	一三八円	一二一元	一〇四円	八七円
新潟県の区域	二二八円	二〇五円	一八二円	一六〇円	一三七円	一一四円
富山県の区域	二一〇円	一八九円	一六八円	一四七円	一二六円	一〇五円
石川県の区域	二〇四円	一八四円	一六三円	一四三円	一二二円	一〇二円
福井県の区域	二〇五円	一八五円	一六四円	一四四円	一二三円	一〇三円
山梨県の区域	二三九円	二一五円	一九一元	一六七円	一四三円	一二〇円
長野県の区域	二〇七円	一八六円	一六六円	一四五円	一二四円	一〇四円
岐阜県の区域	二〇二円	一八二円	一六二円	一四一元	一二一元	一〇一元
静岡県の区域	二〇九円	一八八円	一六七円	一四六円	一二五円	一〇五円
愛知県の区域	一九四円	一七五円	一五五円	一三六円	一一六円	九七円

三重県の区域	二〇四円	一八四円	一六三円	一四三円	一二二円	一〇二円
滋賀県の区域	一九〇円	一七一円	一五二円	一三三円	一一四円	九五円
京都府の区域	一九九円	一七九円	一五九円	一三九円	一一九円	一〇〇円
大阪府の区域	一八八円	一六九円	一五〇円	一三二円	一一三円	九四円
兵庫県の区域	一八九円	一七〇円	一五一円	一三二円	一一三円	九五円
奈良県の区域	一八九円	一七〇円	一五一円	一三二円	一一三円	九五円
和歌山県の区域	一八九円	一七〇円	一五一円	一三二円	一一三円	九五円
鳥取県の区域	一九三円	一七四円	一五四円	一三五円	一一六円	九七円
島根県の区域	二〇一元	一八一円	一六一円	一四一元	一二一元	一〇一元
岡山県の区域	一九三円	一七四円	一五四円	一三五円	一一六円	九七円
広島県の区域	一九三円	一七四円	一五四円	一三五円	一一六円	九七円
山口県の区域	一九二円	一七三円	一五四円	一三四円	一一五円	九六円
徳島県の区域	一九六円	一七六円	一五七円	一三七円	一一八円	九八円

二類及び五類	香川県の区域	一九五円	一七六円	一五六円	一三七円	一一七円	九八円
	愛媛県の区域	一九〇円	一七一円	一五二円	一三三円	一一四円	九五円
	高知県の区域	二〇二円	一八二円	一六二円	一四一円	一二一円	一〇一円
	福岡県の区域	二一六円	一九四円	一七三円	一五一円	一三〇円	一〇八円
	佐賀県の区域	一九三円	一七四円	一五四円	一三五円	一一六円	九七円
	長崎県の区域	二〇八円	一八七円	一六六円	一四六円	一二五円	一〇四円
	熊本県の区域	二〇二円	一八二円	一六二円	一四一円	一二一円	一〇一円
	大分県の区域	二〇五円	一八五円	一六四円	一四四円	一二三円	一〇三円
	宮崎県の区域	二〇一円	一八一円	一六一円	一四一円	一二一円	一〇一円
	鹿児島県の区域	二一二円	一九一円	一七〇円	一四八円	一二七円	一〇六円
	沖縄県の区域	二〇五円	一八五円	一六四円	一四四円	一二三円	一〇三円
全国の区域	四〇円	三六円	三二円	二八円	二四円	二〇円	一六円
	二円						

三類、六類及び七類（米粉用である水稲に限る。）	全国の区域	八四円 七六円 六七円 五九円 五〇円 四二円 三四円 二五円
-------------------------	-------	--

二 令和三年産の陸稲に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として規則第九十一条第二項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額

一七三円 一五六円 一三八円 一二二円 一〇四円 八七円

附 則

この告示は、公布の日から施行する。